

高付加価値旅行者向け観光コンテンツ商談会関連業務委託仕様書

1 目的

欧米豪の高付加価値旅行者（着地消費額 100 万円以上／人）向け観光コンテンツを商流に乗せるため、日本最大の BtoB インバウンド商談会「VISIT JAPAN トラベル & MICE マーケット」（以下「VJTM」という。）に出展し、情報発信を行う。

2 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 10 月 31 日（木）まで

3 委託業務の内容

VJTM の商談会に本県の観光事業者（宿泊施設、観光立寄施設（指定管理施設除く）、観光協会等（DMO・DMC 含む））が参加するために、発注者と協議しながら業務を実施する。なお、本県から参加する観光事業者は 9 名を想定している。

(1) VJTM の開催概要

開催日：令和 6 年 9 月 26 日（木）～28 日（土）

開催場所：東京ビッグサイト東 7 ホール（東京都江東区有明三丁目 10 番 1 号）

(2) 本県からの参加者が希望する海外バイヤーと商談会を行えるようにアポイントメントリクエストを行うなど、商談会の円滑な運営に必要な業務を行うこと。

(3) VJTM の開催期間中、本県の観光事業者のアテンドを行うスタッフ 1 名、英語対応が可能なスタッフを 1 名、計 2 名を各日配置すること。

(4) VISIT JAPAN トラベル & MICE マーケット 2024 事務局（以下「VJTM 事務局」という。）に対し、参加に関わる手続きや、追加パス（2 ブース分、計 6 枚）を購入すること。

(5) 本事業費には、本県から参加する観光事業者 9 名分の旅費、山形県観光文化スポーツ部観光交流拡大課国際観光推進室 1 名が参加するための旅費が含まれるものとする。なお、参加者等が自ら手配を行う場合は、発注者の規程に基づき、3 泊 4 日の旅程で計算した額を参加者に支弁することとし、その額を超える分は参加者の自己負担とする。

(6) その他、VJTM の参加に関して必要な業務を行うこと。

4 成果品の納品及び部数

受注者は、令和 6 年 10 月 31 日（木）まで、業務完了に係る次の書類を提出すること。

(1) 業務完了報告書

紙媒体にて 2 部提出すること。

(2) 成果品

商談の状況をまとめた書類（様式自由）及び商談の状況写真を紙媒体にて 2 部提出すること。

(3) 帳簿及び支出の証拠書類

参加費、追加パス購入費及び旅費の帳簿を整備し、支出の証拠書類の写しを提出すること。

5 委託業務の基本方針

- (1) 本業務の進捗状況は、発注者に随時報告し、協議しながら業務を進めること。
- (2) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りではない。
- (3) 成果品の利用（二次利用等）

本業務による成果品の著作権は山形県に帰属するものとし、山形県は当該成果品を本業務以外にインターネット、印刷物、DVD、講演、放送番組等のあらゆる媒体、手段、方法により、自由に使用（公開、配布、放送等）することができるものとする。
- (4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、個人情報への不正アクセス防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 個人情報の保護

受注者（再委託をした場合の受託者を含む）は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、山形県個人情報保護条例（平成12年10月13日山形県条例第62号）を遵守しなければならない。
- (6) 本事業に係る経理は、他の事業と区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (7) 本仕様書に明示のない事項または疑義が生じた場合は発注者と協議の上決定すること。